

地区の状況について

現在地区内では住宅建築が進み、多くの方が新しい生活をはじめられています。新たに公園もオープンし、地区内が賑やかになってきました。



【地区の様子】

その他

●土地の管理について

当地区が良好な住環境の美しいまちとなりますよう、皆様の土地については、これからも各自にて除草など土地の管理をしていただきますようご協力の程お願い申し上げます。

●土地所有権移転の届出

土地所有権を移転（売買、相続、贈与等）された場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務所に届け出てください。

●各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

❖仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致なくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。売買、賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

●建築行為等の届出

当地区内において、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。
(土地区画整理法76条第1項)

●景観規制に伴う届出

当地区は市の重点風景地区であり、歴史にふさわしい質の高い街並みにするため、建築物の高さや色彩、土地の利用などに規制があります。建物の建築、工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合には、各務原市 都市建設部 建築指導課 住宅係（058-383-1111（代表））へお尋ねください。

●文化財保護法に基づく届出

当地区は、新加納坪内陣屋跡包蔵地にあたります。地区内で建築等を行う場合は届出が必要となりますので、各務原市 文化財課（058-383-1475）へお尋ねください。

詳細につきましては、事務局（☎058-274-0080）までご連絡ください。



★ その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。★

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎（公社）岐阜県都市整備協会内
新加納土地区画整理組合 事務局／須田、廣岡
【電話】058-274-0080

●ホームページへのアクセス● <http://gifutoshi.or.jp> **岐阜県都市整備協会** 検索



新加納組合だより【第12号】

令和2年4月吉日

日頃は、新加納土地区画整理事業にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。保留地分譲につきまして、皆様のご理解ご協力により全筆完売となりました。役員一同心より感謝申し上げます。事業解散に向け、諸準備を進めて参りますので、今後ともご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

第25回総会のご報告

書面議決日：令和2年3月13日（金）

審議方法：書面議決による採決

組合員総数 17名 書面議決数 14名

第1号議案：第8回事業計画変更について

第2号議案：令和2年度

事業費収入支出予算について

令和2年度事業費収入支出予算（案）

（単位：千円）

収入		支出	
款	金額	款	金額
借入金	0	工事費	53,700
補助金	0	補償費	0
保留地処分金	0	調査設計費	9,000
雑収入	200	負担金	0
清算金	100	会議費	3,000
繰越金	74,700	事務所費	2,550
		償還費	0
		管理費	100
		雑支出	6,060
		清算金	100
		予備費	490
合計	75,000	合計	75,000

【主な変更内容について】

- ・事業の進捗状況と残事業を加味し、施行期間を延伸します。
～令和3年3月31日まで
- ・過年度の執行実績と、今後の残事業の予定に合わせ資金計画を変更しました。

第3号議案：換地計画の承認について

【換地計画とは】

換地処分を行うにあたり、従前の土地が区画整理後どのような換地になるのか定める計画をい、計画に基づき換地が確定されます。

土地区画整理法第31条の規定により、総会議決事項に定められています。

以上3議案について、区画整理法第34条第1項の規定により、議決されました。

【令和2年度主な予算について】

- ・工事費…修繕工事、まちづくりに活用するための費用（街路灯、ごみステーションなど）
- ・調査設計費…解散事務手続きによる業務
- ・雑支出…解散に伴う事業費の費用



令和2年度スケジュールについて

解散に向け、組合員の皆様には令和2年1月31日(金)に換地計画個人説明会を実施させていただきました。

お忙しいところ、説明会にご出席をいただき有難うございました。

本年度は、土地区画整理事業の完了に向け各種手続きを進めてまいります。



4月	換地計画認可申請	
4月～5月	換地計画認可	
5月	換地処分通知発送	組合員の皆様へ換地処分通知をお送りします。
6月～7月	換地処分の公告	公告の翌日から新住所へ変わります。
6月～7月	区画整理登記申請	登記申請後約2～3月間は登記事務が停止されます。

換地処分とは…

区画整理法第103条に規定された行政処分で、これにより「従前の土地」は「換地」に生まれ変わる手続きです。関係権利者に対して換地計画に定められた関係事項を通知することにより行われます。



※各関係機関と円滑に手続きを進められるよう調整しております。

上記の日程はあくまでも予定となります。

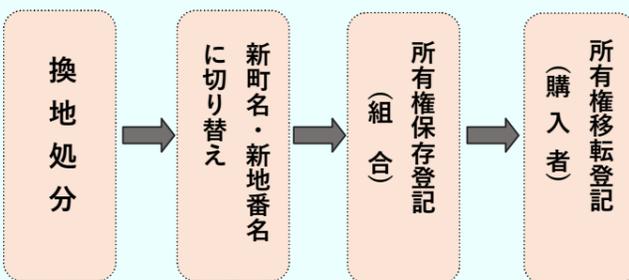
詳細は改めてご報告させていただきますので、宜しくお願いいたします。



保留地をご購入された皆様へ 今後の手続きについて

保留地の町名や地番が換地処分により変更となります。

換地処分に伴い、登記を行います。



新町名や新地番の移行について保留地購入者の皆様を対象とした説明会を開催する予定です。

【説明会の内容について】

- ・新町名、新地番について
- ・変更に伴う諸手続きについて
- ・所有権移転登記について

換地処分と同時に自動的に住所が切り替わるものと購入者様自らが手続きしていただくものがございます。

例 自動的に変更されるもの

- ・住民基本台帳
- ・戸籍票など

ご自身で変更いただくもの

- ・自動車運転免許証
- ・国民年金手帳の住所変更など

※説明会の時期等については、詳細が決定次第文章にてご案内させていただきます。

新加納陣屋公園について

新加納陣屋公園が完成しました！



地区北側に建築中の新加納陣屋公園が令和2年3月28日(土)に竣工を迎えました。新加納陣屋公園竣工と合わせ、公園の記念碑・区画整理の記念碑の除幕式を関係者として執り行いました。

当日は、各務原市長 浅野 健司様をはじめ皆様にご参加いただきました。



公園の碑 除幕の様子



回廊



区画整理の碑 除幕の様子

4月1日より、新加納陣屋公園がオープンしました。回廊には、新加納の歴史についてパネル展示もあります。ぜひご利用ください。